

春日部市一般廃棄物最終処分場
長期包括運營業務委託

公募説明書

令和 7 年 7 月
春日部市

春日部市一般廃棄物最終処分場
長期包括運営業務委託 公募説明書

1. 業務概要	1
1) 本業務の概要	1
2) 受託者が実施する業務の範囲	2
3) 本市が実施する業務の範囲	3
2. 受託者選定の手続	4
1) 契約締結までの流れ	4
2) 契約締結までのスケジュール	5
3. 募集要項	6
1) 募集要項の構成	6
2) 募集要項の公表	6
3) 募集要項説明会	6
4) 公募説明書及び資格審査に対する質問・回答	6
4. 応募者の参加資格要件	7
1) 応募者の構成等	7
2) 応募者の参加資格要件	7
3) 参加資格の喪失	7
5. 参加資格確認（資格審査）	7
1) 資格審査申請書等の提出	7
2) 資格審査申請書等の提出方法	8
3) 資格審査申請書等の受付	8
4) 資格審査方法	8
5) 資格審査結果	8
6) 資格審査結果の説明請求	8
6. 資料閲覧、現場視察	9
7. 要求水準書、運営業務委託契約書（案）、様式集、優先交渉権者決定基準書に関する質問・回答	9
8. 優先交渉権者の決定（提案審査）	10
1) 提案書類の構成書類	10
2) 提案書類の提出方法	10
3) 提案書類の受付	10
4) 参加の辞退	11

5) 参加の無効	11
6) 参加にあたっての留意事項	11
7) 提案書類の修正等の禁止	11
8) 優先交渉権者の決定方法	11
9) 優先交渉権者決定後の手続	12
9. 契約保証金	13
10. その他	13
1) 費用負担	13
2) 著作権等	13
3) 募集要項等の使用の制限	13
4) 使用言語等	13
5) 提案審査結果の説明請求	13
6) その他	14
11. 問い合わせ先	14

本公募説明書は、春日部市（以下、「本市」という。）が管理する春日部市一般廃棄物最終処分場等（以下、「本施設」という。）について、春日部市一般廃棄物最終処分場長期包括運営業務委託（以下、「本業務」という。）を行い得る能力を有する民間事業者のうち、優れた能力を有する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、受託者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

1. 業務概要

1) 本業務の概要

(1) 業務名

春日部市一般廃棄物最終処分場長期包括運営業務委託

(2) 施設概要

項 目	第一期浸出水処理施設	第二期浸出水処理施設
所 在 地	春日部市東中野 1005-1	春日部市東中野 889-3
処 理 能 力	第二期水処理施設に統合	処理水量 100 m ³ /日
敷 地 面 積	885 m ²	1,403 m ²
浸出水処理方法	第二期水処理施設に統合	pH調整→接触ばっ気→凝集沈殿 →砂ろ過→活性炭吸着

項 目	第一期最終処分場（埋立終了）	第二期最終処分場（埋立終了）
所 在 地	春日部市東中野地内	春日部市東中野地内
敷 地 面 積	30,488 m ²	22,763 m ² 〔 A工区 7,597 m ² B工区 15,166 m ² 〕
埋 立 容 量	74,000 m ³	82,800 m ³ 〔 A工区 26,035 m ³ B工区 56,765 m ³ 〕
埋 立 期 間	昭和 57 年度～平成 8 年度	平成 9 年度～平成 23 年度
処 分 物	焼却残渣	焼却残渣
跡地利用状況	東中野ふれあい公園	A工区：多目的広場 B工区：上部貸付 (太陽光発電設備)

施設名称	春日部市旧資源選別センター庄和	春日部市旧クリーンセンター庄和
施設所在地	埼玉県春日部市東中野 835-1	春日部市東中野 848-1
当初稼働年月	平成 8 年 3 月（廃止済）	平成元年 3 月（廃止済）
敷地面積	2,859 m ²	4,253 m ²
建築面積	566 m ²	935 m ²
延床面積	910 m ²	1,228 m ²
建築仕様	鉄骨造 2 階建	鉄骨・鉄筋コンクリート造
施設規模	3.3 t /5 h	25 t /5 h

（３）業務期間

業務期間：令和 8 年(2026 年)4 月 1 日から令和 18 年(2036 年)3 月 31 日まで

業務準備期間：運營業務委託契約締結日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日まで

乖離請求期間：令和 8 年(2026 年)4 月 1 日から令和 9 年(2027 年)3 月 31 日まで

（４）提案上限額

提案上限額 459,470,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

417,700,000 円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

（５）契約の形態

本市は、民間事業者对本施設の長期包括運營業務委託を発注し、本業務に係る契約を民間事業者と締結する。

2) 受託者が実施する業務の範囲

受託者が本業務で実施する主な業務は、以下のとおりとする。

（１）事前業務等

受託者は、本業務を行うために必要な許認可の取得（有資格者の変更届出申請を含む）を行うものとする。

（２）運營業務

① 受託者は、本市と締結する運營業務委託契約及び本市の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の運營業務として、運転管理業務、維持管理業務、その他本施設の運営に必要な関連業務等を行う。

② 受託者は、本施設の運営に関して住民等から意見を受けた場合は、初期対応を行い、速やかに本市に報告するものとする。また、受託者は、必要に応じて本市と協議の上、資料を作成し、住民との協議へ参加することとする。

③ 受託者は、業務の実施にあたり地元貢献に配慮するものとする。

（３）業務終了時の引継業務

本市は、業務期間終了前に、終了後の本施設の運営方法について検討するものとするが、受託者は、本市の検討に際して以下の事項に関して協力すること。

① 所有する図面・資料の開示

- ② 新たな受託者による本施設及び運転状況の視察
- ③ 運営業務全般に係る指導

3) 本市が実施する業務の範囲

本市が本業務で実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 浸出水処理施設運転管理業務

- ① 電気・上下水道の支払い
- ② 各種検査報告の確認
- ③ 施設の整備計画の作成
- ④ 施設の機器・建築設備・建屋・外構設備の補修、更新業務

(2) 東中野ふれあい公園管理業務

- ① 電気・上下水道の支払い
- ② 施設の整備計画の作成
- ③ 施設の補修、更新業務（遊具を含む）
- ④ 緊急を要する樹木の樹木診断、伐採等

(3) モニタリング

- ① 本施設の運営状況のモニタリング

(4) 情報管理業務

- ① 関係法令届出書類の確認
- ② 公共物使用許可手続き
- ③ 公文書の管理
- ④ 各種検査報告の確認
- ⑤ 一般廃棄物処理基本計画・実施計画の作成
- ⑥ 環境測定結果の確認

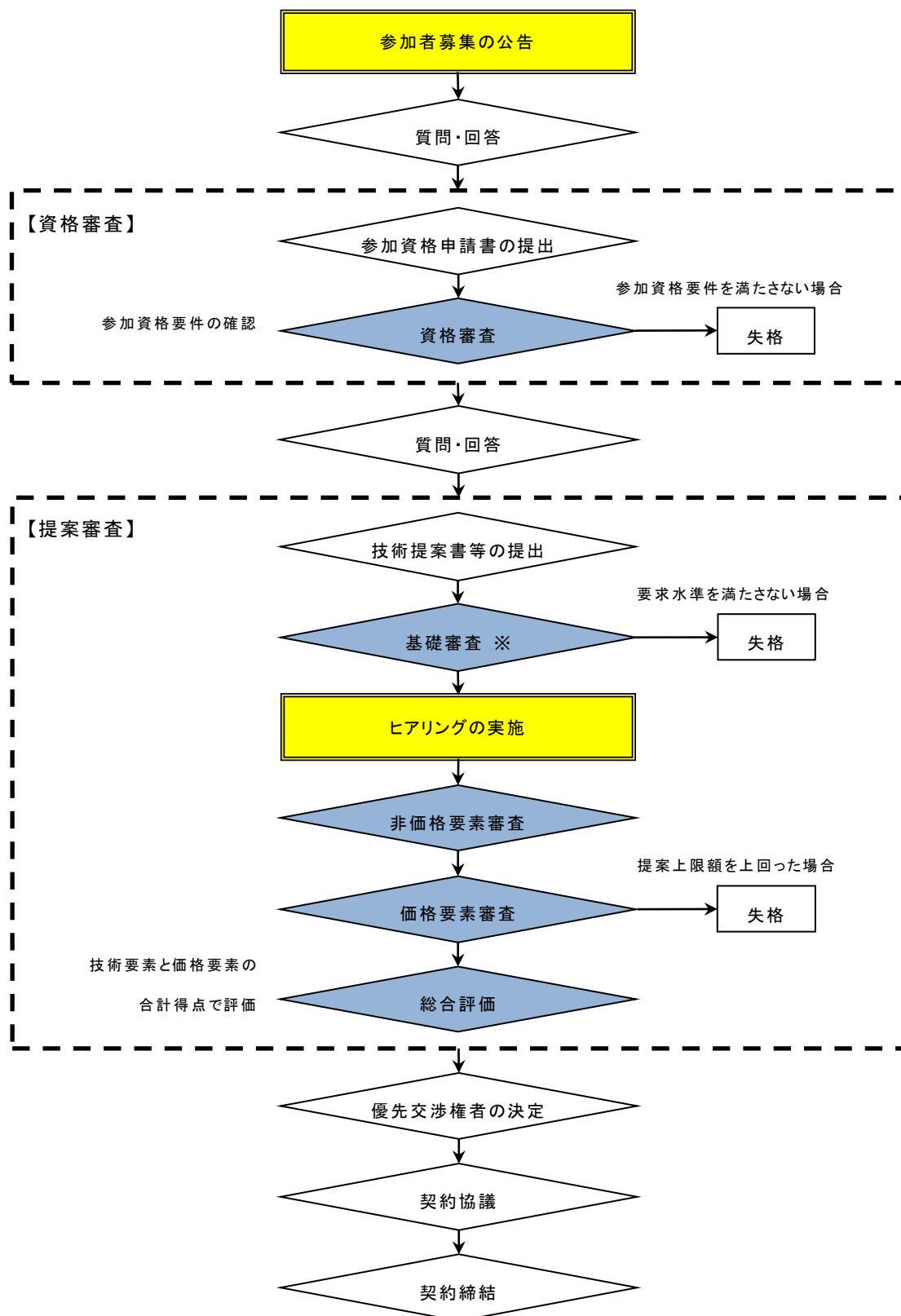
(5) その他関連業務

- ① 各種関係団体への報告
- ② 見学者への応対（市民、小学生、他行政、議員視察）
- ③ 住民や地元自治会への対応（東中野埋立地等連絡協議会）
- ④ 建物総合損害共済の加入
- ⑤ 埼玉県等の立入検査対応
- ⑥ 次期施設の整備計画
- ⑦ 一般廃棄物処理基本計画・実施計画の作成
- ⑧ 春日部ソーラーウェイの管理
- ⑨ 春日部市旧資源選別センター庄和の機器・建築設備・建屋・外構設備の補修、更新業務

2. 受託者選定の手続

1) 契約締結までの流れ

公募の公告から契約締結に至るまでの流れは図1のとおりである。



※ 基礎審査：要求水準書に示されている基本内容の確認等

図1 契約締結までの流れ

2) 契約締結までのスケジュール

公募の公告から契約締結に至るまでのスケジュールは、以下のとおりとする。なお、スケジュールは、応募書類提出の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

番号	内 容	日 程
1	プロポーザル実施及び 参加者募集の公告	令和7年7月7日（月）
2	公募説明書及び資格審査に関する 質問書の提出	令和7年7月11日（金）
3	公募説明書及び資格審査に関する 質問書への回答	令和7年7月15日（火）
4	資格審査申請書類の提出期限	令和7年7月25日（金）
5	資格審査結果の通知	令和7年7月29日（火）以降
6	資料閲覧・現場視察申し込み	資格審査結果通知日～令和7年8月1日（金）
7	資料閲覧・現場視察	令和7年8月12日（火）～8月15日（金）
8	募集要項（要求水準書、運營業 務委託契約書（案）、様式集、 優先交渉権者決定基準書）に関 する質問書の提出	令和7年8月22日（金）
9	募集要項（要求水準書、運營業 務委託契約書（案）、様式集、 優先交渉権者決定基準書）に関 する質問書への回答	令和7年8月29日（金）
10	技術提案書の提出期限	令和7年10月10日（金）
11	ヒアリングの実施 非価格要素審査の実施 価格審査の実施 総合的な評価の実施	令和7年10月下旬
12	優先交渉権者の決定 選定結果の通知及び公表	令和7年11月上旬
13	契約協議期間	優先交渉権者の決定～12月上旬
14	運營業務委託契約締結	令和7年度中
15	業務準備期間	契約締結日～令和8年3月31日（火）

3. 募集要項

1) 募集要項の構成

募集要項は、次の（１）から（５）までの書類により構成される。募集要項は、応募書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

- （１）公募説明書
- （２）要求水準書
- （３）運営業務委託契約書（案）
- （４）優先交渉権者決定基準書
- （５）様式集

2) 募集要項の公表

募集要項のうち、公募説明書、要求水準書、運営業務委託契約書（案）、優先交渉権者決定基準書、様式集を次のとおり公表する。

- （１）日時：令和7年7月7日（月）
- （２）方法：本市公式ホームページで公表する。

3) 募集要項説明会

募集要項説明会は、実施しない。

4) 公募説明書及び資格審査に対する質問・回答

公募説明書及び資格審査に対する質問・回答を（１）及び（２）のとおり実施する。

（１）質問方法

質問のある者は、公募説明書及び資格審査に関する質問書（様式１）にその内容を簡潔に記載し、②に示す電子メールアドレス又はファックス宛に送信することとする。その後、受信確認のため③に示す電話番号に質問書を提出した旨の連絡をすること。

原則として、その他の方法（持参、郵送、口頭、電話等）による質問は受け付けない。

① 受付期間：令和7年7月7日（月）から令和7年7月11日（金）16時まで

② 宛 先：(E-mail) haiki@city.kasukabe.lg.jp

(FAX) 048-734-2455

③ 受信確認：(電話) 048-734-2134

（２）回答方法

令和7年7月15日（火）までに本市公式ホームページに回答を掲載する。

4. 応募者の参加資格要件

公募に参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本市は、応募者の資格の確認を行うために、資格審査を行う。

1) 応募者の構成等

応募者は、単独の応募企業とする。

2) 応募者の参加資格要件

応募者は、次に定める参加資格要件をすべて満たすものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (3) 春日部市契約規則(平成17年規則第126号)第15条の規定により入札の参加資格の排除を受けていない者であること
- (4) この案件の公告から資格審査申請日までの期間に、春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く
- (7) 春日部市暴力団排除条例(平成25年1月1日)第2条第1号及び第2号の規定に該当する者でないこと
- (8) 令和7・8年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、「その他の業務」のうち「環境施設運転管理業務」に登録がある者
- (9) 建設業法第3条に基づく建設業の許可のうち「清掃施設工事業」の許可を有している者
- (10) 平成27年度以降に、地方公共団体と、最終処分場浸出水処理施設(処理能力合計50m³/日以上)の運転管理業務を締結し1年以上継続して履行した実績がある者。

3) 参加資格の喪失

応募者が、公募公告日から資格審査申請日までの間に、「4. 2) 応募者の参加資格要件」に掲げる要件を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

5. 参加資格確認(資格審査)

応募者は、次に従って資格審査の申請を行い、本市の審査を受けるものとする。

1) 資格審査申請書等の提出

応募者は、「4. 2) 応募者の参加資格要件」に掲げる参加資格を有することを証明

するため、資格審査申請書及び資格証明書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を本市に提出しなければならない。資格審査申請書等として提出する書類は、別途、提示している様式集のとおりとする。（様式２～４）

２）資格審査申請書等の提出方法

資格審査申請書等は、各１部を持参又は郵送（書留又はレターパックプラス）により提出することとし、その他の方法による提出は受け付けない。

持参により資格審査申請書等を提出した場合は、受領書を交付する。

３）資格審査申請書等の受付

（１）受付期間：令和７年７月１５日（火）から令和７年７月２５日（金）まで
（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

（２）受付時間：９時から１６時まで（１２時から１３時までを除く）

（３）受付場所：春日部市 環境経済部 廃棄物対策課

〒344-0014 埼玉県春日部市豊野町三丁目６番地

４）資格審査方法

応募者から提出された資格審査申請書等を、応募者の参加資格要件に基づき本市が書類審査を行う。

５）資格審査結果

資格審査結果は令和７年７月２９日（火）以降、各応募者が資格審査申請書に記載した電子メールアドレスへ通知する。

６）資格審査結果の説明請求

資格審査の結果、参加資格が認められなかった応募者は、その理由について本市に対して説明を求めることができるものとする。

（１）説明請求の期日等

資格審査結果の理由の説明を求める場合には、以下の宛先へ書面（書式は自由）を持参又は郵送にて提出することとする。

① 受付期間：本市が資格審査結果通知書を送付した日の翌日から起算して７日以内
（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

② 受付時間：９時から１６時まで（１２時から１３時までを除く）

③ 宛 先：春日部市 環境経済部 廃棄物対策課

〒344-0014 埼玉県春日部市豊野町三丁目６番地

（２）説明請求に対する回答

説明を求めた者に対して、速やかに書面で回答する。

6. 資料閲覧、現場視察

資格審査の結果、参加資格が認められた応募者（以降、「8. 優先交渉権者の決定（提案審査）」までにおいて、「応募者」とは参加資格が認められた応募者を指す。）は、応募書類を作成するにあたっての参考図書として、本市が必要と認める資料を閲覧することができる。また、希望により本施設の現場視察を受け付ける。

本施設の資料閲覧又は現場視察を希望する応募者は、資料閲覧及び現場視察申込書（様式5）を、（1）②に示す電子メールアドレス又はファックス宛に送信することとし、この方法による申込みがなければ資料閲覧及び現場視察の実施は認めない。

（1）資料閲覧、現場視察の申込み

- ① 受付期間：資格審査結果の通知日から令和7年8月1日（金）16時まで
- ② 宛 先：(E-mail) haiki@city.kasukabe.lg.jp
(FAX) 048-734-2455

（2）実施期間

令和7年8月12日（火）から令和7年8月15日（金）まで

各日の9時から12時及び13時30分から16時30分をそれぞれ1コマとし、実施は、応募者につき1回、1コマ、5名までとする。

（3）日時及び場所

- ① 日 時：本市が応募者の希望を踏まえ調整し、本市が決定した日時とする。なお、資料の閲覧と現場視察は1コマ内で行うものとし、並行して実施はしない。
- ② 場 所：春日部市環境センター（春日部市豊野町三丁目6番地）

（4）留意事項

- ① 資料閲覧及び現場視察に際して、質問は一切受け付ない。質問がある場合は募集要項に従い質問書を提出すること。
- ② 時間の延長、再実施は認めない

7. 要求水準書、運營業務委託契約書（案）、様式集、優先交渉権者決定基準書に関する質問・回答

要求水準書、運營業務委託契約書（案）、様式集、優先交渉権者決定基準書に対する質問・回答を（1）及び（2）のとおり実施する。質問者の独自の提案等にかかる質問については、当該質問者に対する個別回答を実施するので、代替提案に関する事項等で個別回答を希望する場合はその旨を記載すること。ただし、個別回答を希望した場合であっても内容がすべての提案や要求水準一般にかかる質問については本市公式ホームページに回答を掲載するので留意すること。また、不当に混乱を招くことが懸念されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

（1）質問方法

質問のある応募者は、要求水準書、運營業務委託契約書（案）、様式集、優先交渉権者決定基準書に関する質問書（様式6）にその内容を簡潔に記載し、②に示す電子

メールアドレス又はファックス宛に送信することとする。その後、受信確認のため③に示す電話番号に質問書を提出した旨の連絡をすること。

原則として、その他の方法（持参、郵送、口頭、電話等）による質問は受け付けない。

① 受付期間：令和7年8月12日（火）から令和7年8月22日（金）16時まで

② 宛 先：（E-mail）haiki@city.kasukabe.lg.jp
（FAX）048-734-2455

③ 受信確認：（電話）048-734-2134 （期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

（2）回答方法

令和7年8月29日（金）までに質問者へ個別回答又は本市公式ホームページに回答を掲載する。

8. 優先交渉権者の決定（提案審査）

1）提案書類の構成書類

応募者は、提案書類を提出すること。

提案書類の構成は、次のとおりとする。提案書類は、様式集に沿って作成するものとし、様式内に別途指示がある場合を除き、提案書類に会社名、ロゴマークなど応募者を直接的に特定できる記述を行わないものとする。

- （1）非価格要素提案書（様式7）
- （2）価格要素提案書（様式8）
- （3）運営業務委託仕様書（様式9）
- （4）業務計画書（様式10）

2）提案書類の提出方法

提案書類については、正本1部、副本10部並びにCD-R/DVD-Rで副本の写し1部（使用するソフトはMicrosoft社製Word(Windows版)2010以上）を準備し、持参又は郵送（書留又はレターパックプラス）により提出することとし、その他の方法による提出は受け付けない。

持参により提案書類を提出した場合は、受領書を交付する。

3）提案書類の受付

（1）受付期間：令和7年9月29日（月）から令和7年10月10日（金）まで
（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

（2）受付時間：9時から16時まで（12時から13時までを除く）

（3）受付場所：春日部市 環境経済部 廃棄物対策課

〒344-0014 埼玉県春日部市豊野町三丁目6番地

4) 参加の辞退

応募者は、提案書類の受付締切日まで随時参加を辞退することができるものとする。参加を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式 11）を本市に提出することとし、提出先及び提出期間については「8. 3) 提案書類の受付」に示す。なお、参加辞退届は持参又は郵送（書留又はレターパックプラス）により提出するものとする。

5) 参加の無効

次のいずれかに該当する場合、参加は無効とする。

- (1) 参加資格を有していない者が応募したとき
- (2) 提案書類が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき
- (3) 同一事項の応募について2通以上の提案書類を提出したもの
- (4) 他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をしたもの
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為による応募をしたとき
- (6) 応募に関し不正の行為があったとき
- (7) 価格要素提案書に記載された金額、名称等または印影が認知し難いとき
- (8) 価格要素提案書に記載された金額が「1. 1) 本業務の概要」に示す提案上限額を超過したもの
- (9) その他公募条件に違反したとき
- (10) 「4. 3) 参加資格の喪失」に示す事項があったとき

6) 参加にあたっての留意事項

参加にあたっては、応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集手続を執行できないと認められる場合またはそのおそれがある場合は、当該応募者を募集手続に参加させずまたは募集手続の執行を延期もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、本市が必要と認めたときは、募集手続を延期または中止し、若しくは取り消すことがある。

7) 提案書類の修正等の禁止

提案書類の提出後の修正、差し替え、再提出または撤回は認めないこととする。ただし、この規定は審査の過程において、本市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げないものとする。

8) 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者決定基準書に基づき、次の（1）から（4）までの手順を経て優先交渉権者を決定し、その結果を各応募者に書面で通知するとともに、速やかに公表する。

(1) 基礎審査

基礎審査では、要求水準書等に規定された性能要件を満足できるか否かの審査を行う。

(2) 非価格要素審査

(1) の基礎審査を通過した応募者を対象に、非価格要素について審査し、非価格要素審査点を決定する。

なお、非価格要素審査にあたっては、提案内容に関する理解を深めるため、ヒアリングを実施する。

(3) 価格要素審査

本業務は、「1. 1) 本業務の概要」に示す提案上限額を超過していない範囲である応募者の提案価格を、優先交渉権者決定基準書に定める価格要素審査点算出式により価格要素審査点を算定する。

(4) 優先交渉権者の決定

(2) で決定した非価格要素審査点と (3) で決定した価格要素審査点から優先交渉権者決定基準書に定める総合評価点を算定し、最も高い点数の者を「優先交渉権者」とする。なお、総合評価点の最も高い点数の者が2者以上あるときは、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(5) 優先交渉権者の失格

応募者が、優先交渉権者決定から契約締結までに、本市との運營業務委託契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1号または第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合
- ② 贈賄、談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人もしくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合、または逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

9) 優先交渉権者決定後の手続

優先交渉権者決定後、次の(1)から(4)までの手順に基づき本業務の契約に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が不調に終わったときは、次に総合評価点の高い応募者を優先交渉権者とし契約協議を行うこととする。

(1) 優先交渉権者の決定

本市は、審査委員会からの審査結果を基に本業務の優先交渉権者を決定する。

(2) 運營業務委託契約の協議

本市と優先交渉権者は、運營業務委託契約の締結のために協議を実施する。なお、協議は、運營業務委託契約書(案)における詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わないものとする。

(3) 見積り合わせ

本市と優先交渉権者は、契約詳細の協議後、見積り合わせを実施する。

(4) 契約の締結

見積り合わせを実施後、本市と優先交渉権者は、本業務について速やかに運営業務委託契約を締結する。

9. 契約保証金

本公募において、契約保証金は免除とする。

10. その他

1) 費用負担

契約締結に至る上記全ての手続のうち、応募者が実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行うものとする。

2) 著作権等

提出された提案書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、本業務において公表が必要と認めるときは、本市は、提案書の全部または一部を無償で使用するができるものとする。

3) 募集要項等の使用の制限

本市から提示された募集要項は、本公募への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないものとする。また、この目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

4) 使用言語等

本業務に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、応募に関する提案書類、質問、審査等における通貨は円、単位は国際単位系とする。本公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

5) 提案審査結果の説明請求

提案審査の結果、優先交渉権者とならなかった応募者は、その理由について本市に対して説明を求めることができるものとする。

(1) 説明請求の期日等

審査結果の理由の説明を求める場合には、③に示す宛先へ書面（書式は自由）を持参又は郵送により提出することとする。

① 受付期間：本市が公表した日の翌日から起算して7日以内

（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

② 受付時間：9時から16時（12時から13時までを除く）

③ 宛 先：春日部市 環境経済部 廃棄物対策課

〒344-0014 埼玉県春日部市豊野町三丁目6番地

(2) 説明請求に対する回答

説明を求めた者に対して、速やかに書面で回答する。

6) その他

本公募に参加する民間事業者が1者であった場合にも、本公募を有効とする。

1 1. 問い合わせ先

春日部市 環境経済部 廃棄物対策課

担 当：横田、吉村

住 所：〒344-0014 埼玉県春日部市豊野町三丁目6番地

T E L：048-734-2134

F A X：048-734-2455

E-mail：haiki@city.kasukabe.lg.jp